

# 2016年度 東京大学 前期 日本史

## 第1問 郡司の役割の変遷

出題範囲	古代の政治史
難易度	★★★★☆
所要時間	20分
傾向と対策	2016年度の東大日本史第1問では、律令制における郡司の特異性や国司と郡司の関係およびその変化などが問われた。難易度は標準的で与えられたリード文から読み取れることと、教科書レベルの多少の予備知識をまとめれば解答することが可能である。日ごろの学習では、教科書を読むことによって、歴史の中の変化や因果関係といった大局的な流れをつかむのが第一である。また、今回のように東大日本史には頻出のテーマというものがあり、過去問をじっくり研究したか否かが得点力に大きく差をつけると思われる。教科書と過去問を最大限活用して対策しよう。

### 《この解説の使い方》

**黒太字** …この試験で合格点を取るために必要な頻出語句を黒太字で記載した

**赤字** …解答に関連する語句・内容および知識としておさえておきたい内容を赤字で記載した

**青字** …この試験で合格点を取るためにおさえておきたい年号を青字で記載した

### 《字数について》

東京大学二次試験地歴科目で用いられる30字詰め原稿用紙にもとづき、「1行=30字」と換算した

解答の冒頭にある設問番号も文字数に含んでいる

英字・算用数字は「1マスにつき最大2文字」書くことを前提として計算した

例 800年の場合

80	0	年
8	00	年

1200年の場合

12	00	年
----	----	---

ASEANの場合

AS	EA	N
----	----	---

### 設問A 難易度：★★★★☆

#### 解答例

A 大化の改新以降中央集権化を進める政府は、伝統的な支配力を有する地方の有力豪族を郡司として律令制下の地方支配に利用した。(60字)

#### 設問の要求

字数 60字

主題 郡司が律令制の中で特異な性格をもつ官職といわれた歴史的背景

#### 解説

—リード文からわかること—

- (1) 国造くにおみやつこなどの現地豪族が「国司」を介しつつも、政府の審査を経て評こおりの役人に任命された。
- (2) 郡司は終身制の官職であり、官位相当制の対象ではなかった。また、郡司は国司よりも支給される職分田しきぶんてん（職田）の額が多かった（経済的に優遇されていた）。

—知識として知っておきたいこと—

1. 大化改新たいかのかいしんは645年の乙巳いっしの変に始まり、ヤマト政権以来の有力豪族の連合政権的な政治のしくみから、天皇中心の律令制への転換が目指された。
2. ヤマト政権時代、郡司の前身にあたる国造は朝廷に奉仕する一方で、伝統的に地方支配を担っていた。
3. 評とは、大化改新から701年の大宝律令たいほうりつりょうまでの地方行政組織のことを指す。大宝律令後は郡こおりと改称された。すなわち評は郡の前身である。

—解答作成のプロセス—

初めに、設問で問われていることを確認しよう。設問Aで問われているのは「郡司の特異な性格」ではなく、「その特異な性格が生じた歴史的背景」である。「郡司の特異な性格」は東大のみならず他大においても頻出のテーマであるため、誤って「郡司の特異な性格」の記述に終始した受験生も多かったかもしれない。問われていることをきっちりと把握したうえで、その問いに対して正面から答えるという基本的な姿勢が東大日本史においては最重要である。

次に、郡司の「特異な性格」とは何かを今一度確認しよう。

- ・国造などの現地豪族が任命された。（リード文（1）より）
- ・任期の定めのない終身の官職であった。（リード文（2）より）
- ・官位相当制の対象外であった。（リード文（2）より）
- ・支給される職分田（職田）の額は国司よりも多かった。（リード文（2）より）

以上の事項を、国司が中央から任期付き（当初は6年、のちに4年に変更）で派遣されることと対比すると、郡司の特異性がより顕著に理解できる。

では、なぜこのように郡司は優遇されていたのか。その「歴史的背景」を考える。大化改新により、7世紀半ばから律令制にもとづく天皇中心の中央集権国家の建設が**目指された**。これは劇的な転換というよりは、従来の政治の仕組みを利用したものであったが、**地方支配においては完全な中央集権がすぐに実現したわけではなかった**。中央政府はヤマト政権時代から現地において伝統的な支配力を有していた国造などの現地豪族を、郡司という役職で取り込むことで地方支配を実現しようとしたのである。郡司は国司よりも経済的に優遇されていたこと（リード文（2）より）からも、当時の中央政府が地方支配において、いかに郡司の支配力に依存していたかが読み取れるだろう。

以上の内容を冒頭で述べたように、「特異な性格」ではなく、「歴史的背景」に関して述べることに注意しながら

らまとめればよい。

—補足—

この設問に関しては特になし。

## 設問 B 難易度：★★★★☆

### 解答例

B 8 世紀初頭、郡司は身分的に国司よりも下位にあったが、徴税の実務を担うなど、国司と並んで地方行政を担う関係にあった。9 世紀にかけて、国司が郡司の徴税権を吸収し、郡司の任免権も掌握したために、郡司の国司に対する従属性は次第に強くなっていった。(120 字)

### 設問の要求

字数 120 字

主題 国司と郡司の 8 世紀初頭の関係

国司と郡司の関係における、8 世紀初頭から 9 世紀にかけての変化

### 解説

—リード文からわかること—

- (1) 7 世紀半ば、評の役人（のちの郡司）は「国司」を介しつつも政府から任命された。
- (3) 「国司長官が次官以下と郡司から祝賀をうけた。」「郡司は、国司と道で会ったときは、位階の上下にかかわらず馬を下りる礼をとった。」という記述から、身分的には国司が上位で郡司が下位であるということがわかる。
- (4) 郡家には、田租や出挙<sup>でんそ</sup>稲<sup>すいこう</sup>といった租税を蓄える正倉がおかれ、その中には郡司が管轄するものもあったことから、郡司は現地の徴税の実務も一部担っていたとわかる。
- (4) 8 世紀になると、郡司の徴税権はすべて国司のもとに統合され、正税が成立した。
- (5) 9 世紀には国司が推薦する候補者がそのまま郡司に任命されるようになり、新興豪族が多く任命されるようになった。

—知識として知っておきたいこと—

この設問に関しては特になし。

—解答作成のプロセス—

初めに、設問で問われていることを確認しよう。設問 B で問われているのは「8 世紀初頭の国司と郡司の関係」と「国司と郡司の関係の 8 世紀から 9 世紀にかけての変化」の 2 要素である。どちらか一方のみを述べた解答では高得点は望めない所以要注意である。

### ①8 世紀初頭の国司と郡司の関係

リード文 (3) から、郡司は身分上、国司よりも下位の存在であったことがわかる。その一方で、リード文 (4) の冒頭からもわかるように、郡司はその伝統的権威を背景とした実効的な支配力を中央政府に認められ、税の徴収や運用を任されていたのであり、実務上は国司に並びうる立場であったのである。これらをまとめれば、解答の前半部分は完成である。

### ②8 世紀から 9 世紀にかけての国司と郡司の関係の変化

リード文 (4) の後半で述べられているように、徴税が国司の管轄に一本化されたことは、国司と郡司の関係の変化として挙げられるだろう。また、リード文 (1) やリード文 (5) からは、初め中央政府の式部省<sup>しきぶしょう</sup>が郡司の任命権をもっていたが、それが国司に移行してゆき、国司が独自に新興の豪族を多く任命するようになったと読み取れる。つまり、郡司が国司に徐々に権限を吸収され、国司の支配下に組み込まれていったということも関係の変化として指摘できるだろう。

以上で述べたことをまとめれば解答を導ける。なお、国司の権限はさらに強化され、10 世紀には任国内の最上席の国司が受領<sup>ずりょう</sup>とよばれるなど、一国すべての責任を負う存在となっていくが、これは問題で要求されている時代範囲から外れてしまうので書かないほうが無難だろう。

—補足—

リード文 (3) に「…元日に、国司・郡司が誰もいない正殿に向かって拝礼したのち、…」とある。この行為には天皇に対する礼拝の意味が込められていた。諸国ではこのような形式がとられる一方で、中央では実際に官人たちが天皇に対して朝賀<sup>ちやうが</sup>の礼を行っていた。国司が中央から派遣された役目の 1 つに「天皇の言葉を地方に伝えること」があり、そのような使命を負った国司と、国司のもとで実務を担う郡司がともに行う儀礼を通じて、彼らが天皇を中心とした国家に服属していることを毎年確認していたのである。

(梶野裕貴, 藤森千佳, 久米光仁)

# 2016年度 東京大学 前期 日本史

## 第2問 惣村の行動

出題範囲	中世の社会史
難易度	★★☆☆☆
所要時間	15分
傾向と対策	2016年の東大日本史第2問は、惣村同士の関わりをテーマに中世の農民のあり方を確認する問題であった。前提知識として、中世における惣村や荘園の支配構造などの特徴を理解している必要があったであろう。しかしながら、今回の問題は前提知識のみでは解答の指針を決めることができない資料読み取りを中心とするタイプの問題であり、資料をうまく一般化できなければ解答にたどり着くことは難しかったかもしれない。近年、資料を問題文の要求に沿って読み取れるか否かを問う問題が多いので、これを機に資料を丁寧に吟味する練習を積んでおきたい。

### 《この解説の使い方》

**黒太字** …この試験で合格点を取るために必要な頻出語句を黒太字で記載した

**赤字** …解答に関連する語句・内容および知識としておさえておきたい内容を赤字で記載した

**青字** …この試験で合格点を取るためにおさえておきたい年号を青字で記載した

### 《字数について》

東京大学二次試験地歴科目で用いられる30字詰め原稿用紙にもとづき、「1行=30字」と換算した

解答の冒頭にある設問番号も文字数に含んでいる

英字・算用数字は「1マスにつき最大2文字」書くことを前提として計算した

例 800年の場合

80	0	年
8	00	年

1200年の場合

12	00	年
----	----	---

ASEANの場合

AS	EA	N
----	----	---

設問 難易度：★★☆☆☆

#### 解答例

個々の惣村は用水路修復のために領主へ経済援助を要求した。また、主要用水を共同管理する近隣惣村は、各々が領主を異にする自治的組織でありながらも協力・団結した。用水の利用権をめぐる対立が生じると、幕府權威に頼り裁定を求めつつも、武力を用いた自力での救済に努め、近隣惣村に仲裁を求めることもあった。(146字)

## 設問の要求

字数 150字

主題 灌漑用水の利用による生産の安定をはかるために惣村がとった行動

条件 近隣惣村との関係に留意する

## 解説

—リード文からわかること—

- (1) 用水路が十一カ郷、五カ荘という村落の単位でよばれていたことから、領主を異にする複数の惣村が用水路を共同で利用していたことがわかる。
- (2) 惣村は用水路の修復などの名目で荘園領主に経済援助を求めることがあった。
- (3) 用水路の利用方法などをめぐって、複数の惣村が協力・団結して他の勢力と争い、紛争解決の手段として幕府の裁定を求めることがあった。
- (4) 用水路の共同利用を維持するため、惣村の連合は武力を用いた自力解決を目指すこともあった。
- (5) 惣村同士の争いは、他の近隣惣村の代表者による仲裁を経て解決する場合があった。

—知識として知っておきたいこと—

1. 惣村は、鎌倉後期頃から形成されるようになった農民主体の自治的組織である。農民同士で結合することで、祭礼行事や農作業、入会地・用水の共同管理を可能にし、協力して戦乱に対する自衛や領主への対抗も行った。
2. 惣村は、村民の会議である寄合の決定に従って、おとなや沙汰人とよばれる指導者層により運営された。惣村は規約として惣掟を定め、村内秩序維持のために村民自らが警察権を行使し（地下検断）、領主への年貢を惣村ごとに請け負う（地下請）こともあった。地域によっては、惣村が集まって惣荘や惣郷という大規模な自治組織を形成し、のちに土一揆の母胎となっていったのである。

—解答作成のプロセス—

この問題は近隣惣村との関係に留意しつつ、灌漑用水の利用による生産の安定をはかるための惣村の行動を述べることが求められている。惣村の在り方について確認したうえで、資料の内容を問題文の要求に即して一般化していこう。

惣村は、戦乱や領主の横暴から構成員を守り生活を安定させるための地縁的自治組織である。つまり、生産の安定のためには、惣村は交渉や戦闘などの行動単位となったのである。これを念頭に置いて資料を読み取っていく。

まず、(1)では、惣村同士はお互いの安定した生活のために協調し、主要用水を共同管理していたという本問の土台となる説明が述べられている。そして、(2)では、個々の惣村が用水路修復のために領主に経済援助を求めたという、惣村単体での行動の例を示している。ここから、沙汰人を長とする自治的組織である惣村の役割を確認することができる。次に、(3)～(5)で説明されている具体的な協力の在り方についてみていく。近隣惣村

同士は用水路の共同管理のため、領主の違いを超えて地縁的に連合した。他の惣村同士と利害が対立すると室町幕府に裁定を求め、その権威を用いて自らの灌漑用水の利用権を正当化しようとした。そして、それでも解決しない場合は武力に頼って自力救済を図った。また、(5)のように近隣惣村に仲裁などというかたちで協力を求め、解決に至るケースもあった。

以上の内容をまとめて解答しよう。

—補足—

荘園・公領こうりょうが入り組んでいた近畿地方では、用水の配分や戦乱への備えとして、領主を異にする惣村が荘園や公領の垣根を越えて横断的に結合することがあった。このような組織は与郷くみのごうとよばれ、話し合いを通じて広範囲な意思統一が図られた。

(宮武勇人, 浦地智暉, 梶野裕貴)

# 2016年度 東京大学 前期 日本史

## 第3問 大船禁止令の解釈からみる大名統制策の変化

出題範囲	近世の政治・外交史
難易度	★★★☆☆
所要時間	15分
傾向と対策	2016年の東大日本史第3問は、江戸時代初期の東西の勢力関係と鎖国政策を背景とする江戸幕府の大船禁止令に対する解釈の変化を問うた問題であった。鎖国政策は頻出であるが、似ているテーマとして（鎖国下の）4つの窓口、江戸幕府の成立とその過程、開国と政治権力の推移などが挙げられる。それらもしっかり復習しておこう。この問題に関しては、与えられたリード文を精読する能力、基本的な日本史の知識を用いてリード文から読み取れた事柄を考察する能力が要求されている。歴史的事象の背景に、どのような財政、社会、外交的状况があったか普段から意識して勉強しよう。

### 《この解説の使い方》

**黒太字** …この試験で合格点を取るために必要な頻出語句を黒太字で記載した

**赤字** …解答に関連する語句・内容および知識としておさえておきたい内容を赤字で記載した

**青字** …この試験で合格点を取るためにおさえておきたい年号を青字で記載した

### 《字数について》

東京大学二次試験地歴科目で用いられる30字詰め原稿用紙にもとづき、「1行=30字」と換算した

解答の冒頭にある設問番号も文字数に含んでいる

英字・算用数字は「1マスにつき最大2文字」書くことを前提として計算した

例 800年の場合

80	0	年
8	00	年

1200年の場合

12	00	年
----	----	---

ASEANの場合

AS	EA	N
----	----	---

### 設問A 難易度：★★★☆☆

#### 解答例

A 関ヶ原の戦いで領地を獲得した豊臣系の西国大名の軍事力を削減し、幕府の全国支配の妨げである豊臣氏の影響力を排するため。(59字)

#### 設問の要求

字数 60字

主題 徳川家康が大船禁止令を出した理由

条件 当時の政治情勢を踏まえる

## 解説

—リード文からわかること—

- (1) 1609年に徳川家康(任 1603~05)は大船禁止令を發布して大坂以西の有力大名から大船を没収し、また、その所持を禁止した。その際想定されていたのは外洋航海のための船ではなく、国内戦争やそのための輸送に利用される和船であった。

—知識として知っておきたいこと—

1. 関ヶ原の戦い以降も大坂の陣までは、豊臣秀頼(1593~1615)が秀吉(1537~98)の子として、大坂城を拠点に独自の権威を保ち続けていた。
2. 江戸時代初期、征夷大将軍の徳川家康は全国支配を進めていく中で、秀吉の子として一定の影響力を持ち続ける豊臣秀頼を警戒していた。幕藩体制の確立のためには秀頼の排除が必要だったので、家康は諸大名に軍役を繰り返し課すことで主従関係を形成し、秀頼を孤立させようとしていた。
3. また、徳川家康は関ヶ原の戦い前後に臣従した西国の外様大名たち(関ヶ原の戦いに西軍(豊臣方)として参戦した毛利氏や島津氏、豊臣家ゆかりの大名であったが東軍(徳川方)として参戦した福島氏や加藤氏など)の軍事力を削ぐことも幕政の安定のために必要であると考えていた。

—解答作成のプロセス—

まず、与えられたリード文を参考にして当時の政治状況について整理すると、大船禁止令が出された理由がみえてくるだろう。政治状況を考えるにあたって手がかりとなるのは、リード文(1)にあるように、江戸時代初期の1609年に徳川家康が大坂以西の有力大名を対象に大船禁止令を出したことである。当時、まだ江戸幕府の全国支配は確立しておらず、1600年の関ヶ原の戦い以後も、秀吉の子として独自の権威をもつ豊臣秀頼を中心に、豊臣家が依然として大坂城を拠点に西国で強い勢力を保っていた。また西国には、関ヶ原の戦いで石田三成(1560~1600)方(豊臣政権支持派)である西軍に加担しながらも、敗北後家康に本領を安堵された大名や、豊臣家にゆかりがあるが徳川家康方につき、領地を増された大名が存在していた。征夷大将軍となった家康にとって、彼らの存在は脅威であり、幕藩体制確立=全国支配達成の大きな障害となっていた。ここで改めて大坂以西の有力な大名から大船を没収したことに着目する。大坂以西の有力な大名とは具体的に誰を指していたのだろうか。

関ヶ原の戦い後、大坂以西には旧豊臣系の外様大名が多く配置されていた。家康は豊臣氏との衝突を見据えて、これらの大名の軍事力(海軍力)を削減したのである。こうすることで、豊臣家ゆかりの西国大名による幕府に対する謀反を防いだのであった。家康のこの狙いはリード文(1)の「想定されていたのは、国内での戦争やそのための輸送に用いる和船であり」という部分にも表れている。

このようにして、家康は西国勢力を抑え、成立して間もない幕府の政治的・軍事的優位性を確保したのであった。以上をまとめて解答を作成すればよい。2行という比較的厳しい字数制限ではあるが、少なくとも西国の権力構造と軍事力削減の2点は書いておきたい。

—補足—

家康は1603年に征夷大將軍に任命されて以来、さまざまな手を使って豊臣家の力を削ぎながら全国支配を盤石化させていった。以下にその一部をまとめる。

①1603年、征夷大將軍の宣下を受ける。

・アンナン（ベトナム）・ルソン・カンボジアなどの東南アジア諸国に向け、国の代表者として外交文書を送る。

→**国外に日本の支配者としての地位を示す。**

・全国の諸大名に軍役や手伝普請（江戸城・江戸城下町の造成）を命じる。

→国内の大名と主従関係を作って秀頼を孤立させ、日本の支配者としての地位を確立させる。

②1605年、將軍職を秀忠に譲り、自身は駿府に移る。

→**將軍職は徳川氏世襲であることを示したうえで大御所として実権を握り続ける。**

・諸大名に国絵図と郷帳（各郡村の村名・村高を記した帳簿）を提出させる。

→全国の土地の管理者であるという將軍の威厳を大名や国民に示す。

③1615年、方広寺鐘銘問題を口実に、**大坂の役**をおこして豊臣氏を滅ぼす。

## 設問 B 難易度：★★★★☆

### 解答例

B 大船禁止令は当初、大名の軍事力を抑制する法令と解されたが、鎖国形成期に家光が武家諸法度に加えた事をうけ、幕末には大名が海外と私的な通交を行う事を禁じる法令と解されるようになった。（90字）

### 設問の要求

字数 90字

主題 大船禁止令の理解の仕方の変化

条件 発令当初から幕末にかけて

### 解説

—リード文からわかること—

- (1) 1609年に徳川家康は、外洋を航海する船ではなく、**国内での戦争やそのための輸送に用いる和船を想定して大船禁止令**を出し、大坂以西の有力大名の大船所持を禁じた。
- (2) **徳川家光**（任 1623～51）の時代に、大船禁止令は**武家諸法度**に加えられ、継承された。
- (3) 幕末1853年のペリー来航などに伴い海防の必要性が高まったことをうけて、幕府は**外洋航海可能な洋式軍艦の建造を推進するために大船禁止令の改定に着手した。**
- (4) 寛永期（家光の時期）の大船禁止令を当時の対外政策（=**鎖国政策**）にもとづいて発令されたものであると考え、大船禁止令を改定し大船を解禁すると、鎖国政策に反した**大名が海外渡航し私的に通交・貿易を行う**のではないかと懸念された。

## —知識として知っておきたいこと—

1. 徳川家光が**キリスト教禁止と貿易統制のために**、日本人の海外渡航と中国・オランダ以外からの外国人の渡来・貿易を禁止する鎖国政策を完成させた。

## —解答作成のプロセス—

今回の問題では、大船禁止令の理解のしかたの変化について問われているので、発令当初の理解のしかた(X)と家光の時代を経た幕末の理解のしかた(Y)をそれぞれ整理し、字数配分のバランスもとりながら、「X→Y」という変化の関係が伝わるように論理構成すればよい。

設問Aでも述べられているように、1609年に徳川家康が発布した当初は、対象が外洋航海を行う船ではなく国内戦争を行う大船であったことから、大船禁止令は**大名の軍事力を抑制し国内戦争を防ぐためのもの**と理解されていた。

しかし、リード文(3)のペリー来航などの**海外からの脅威に対応するために**、外洋航海可能な洋式軍艦の建造を推進しようとしている事実から、幕末の大船禁止令の理解のしかたが当初とは異なっていることがわかる。幕末の理解のしかたは、リード文(2)と(4)から具体的に読み取ることができる。リード文(4)の「当時の対外政策にもとづいた家光の『御深慮』」という表現からは、徳川家光が鎖国政策を形成する過程で大船禁止令を**武家諸法度寛永令に加えた**と理解されていたことがわかる。さらに、リード文(4)の「大船を解禁すると…危惧した」という部分から、大船禁止令の目的は、**徳川家光時代からの対外政策である「鎖国」政策に反した諸大名が、海外で私的な通交・貿易を行い富強化することがないようにするため**であると捉え直されていたことが読み取れる。

以上をまとめて解答を作成すればよい。

## —補足—

徳川家光の時代に鎖国政策が推進されたおもな理由は、キリスト教普及と貿易による富裕化の防止の2つである。この設問に関係するのは後者の理由である。

また家光の時代には、1633年の奉書船以外の海外渡航の禁止、1635年の日本人の海外渡航および在外日本人の帰国禁止、1639年のポルトガル船の来航禁止など、「鎖国」体制が一気に完成したことも覚えておこう。

(梶山真嗣, 梶野裕貴, 藤森千佳)

# 2016年度 東京大学 前期 日本史

## 第4問 実質賃金の変動から見る近現代の産業と経済

出題範囲	近現代の経済史
難易度	★★★★☆
所要時間	20分
傾向と対策	2016年度の東大日本史第4問は、近現代の経済史を実質賃金の動向に着目して概観するものであった。出題の範囲には出題回数の少ない戦後史も含まれ、過去問を十分に解いて練習してきた受験生であっても解き慣れないテーマだったかもしれない。今後も戦後史から出題される可能性は十分に考えられるので、特定の時代に偏ることなく教科書を精読して勉強するように心がけよう。また、東大の過去問には戦後史からの出題は少ないものの、一橋大の過去問には戦後史に関わる類題があるので、あわせて演習するのも有効な手段である

### 《この解説の使い方》

**黒太字** …この試験で合格点を取るために必要な頻出語句を黒太字で記載した

**赤字** …解答に関連する語句・内容および知識としておさえておきたい内容を赤字で記載した

**青字** …この試験で合格点を取るためにおさえておきたい年号を青字で記載した

### 《字数について》

東京大学二次試験地歴科目で用いられる30字詰め原稿用紙にもとづき、「1行=30字」と換算した  
解答の冒頭にある設問番号も文字数に含んでいる

英字・算用数字は「1マスにつき最大2文字」書くことを前提として計算した

例 800年の場合

80	0	年
8	00	年

1200年の場合

12	00	年
----	----	---

ASEANの場合

AS	EA	N
----	----	---

### 設問A 難易度：★★★★☆

#### 解答例

A 企業勃興や繊維工業の発展に伴う労働力不足が賃金上昇を招き、女性労働者の社会的地位向上や労働条件の改善につながった。(58字)

**設問の要求**

字数 60字

主題 女性工業労働者の賃金が上昇した要因

女性工業労働者の賃金上昇がもたらした社会的影響

条件 図と文章を参考にする

**解説**

—リード文からわかること—

1. グラフの中では、1885～88年、1890～92年、1896～99年の三段階に分かれて女性工業労働者の実質賃金が増加している。
2. 繊維業に従事する女工のほうが下女よりも高い賃金を受け取っていたため、工場に流れる下女が増加し、**都会・地方を問わず下女が不足する状況となった。**
3. 2.に示した状況はある意味で工業の進歩を意味する。
4. **下女の不足は下女の社会的地位を高めるものである。**

—知識として知っておきたいこと—

1. 1882年に創業した**大阪紡績会社**の成功や、同85年の**銀本位制**の確立によって、1886～89年に鉄道・紡績業を中心に**企業勃興**が起こった。
2. **1890年代は日本の産業革命の時代**であり、おもに**紡績業・製糸業**を中心に生産を拡大していった。特に**清戦争後には、軽工業を中心に日本における資本主義が確立した。**

—解答作成のプロセス—

設問の要求をもとに、19世紀末の女性工業労働者に関して、①賃金上昇の要因 ②賃金上昇によってもたらされた社会的影響 について考えていこう。

**①女性工業労働者の賃金上昇の要因**

1880年代後半には、80年代前半の**松方財政**などを背景に日本で最初の**企業勃興**が、その後1890年代には、**繊維業を中心に産業革命**が起こった。繊維業の担い手は、小作農の世帯から出稼ぎに出される子女たちであり、**繊維業の生産の拡大に伴って更なる人手が必要となった**ことが賃金上昇の要因であると考えられる。

**②女性工業労働者の賃金上昇がもたらした社会的影響**

賃金上昇とその社会的影響について、史料文を読めば「下女の不足とは…下女の社会的地位を高めるものであって…」という記述に気づくだろう。軽工業部門が女性労働者を多く必要としたことにより、他の部門での女性労働者の需要が促進され、結果的に**女性の社会的地位の向上につながった**のである。

また、視野を広げれば別の考察も可能である。史料文には「若い女性が、皆、工場に向かう」とあり、**賃金が増加した影響で女工志願者が増えている**ことを読み取ることができる。工業に従事する人の数が増えることで、ストライキなどの団体行動が可能になるなど、**労働者としての発言権が成長**する。女工が中心であった繊維業に

限らず、この時期は労働者の増加により社会運動が活発化していた。そのような社会状況を受けて1901年に農商務省が発刊した『職事情』では、繊維業に従事する女性が劣悪な環境で働いていることが取り上げられたほか、女性や子供の労働に制限を設けた工場法が1911年に公布されるなど、労働条件の改善に向けた取り組みが行われるようになっていた。

以上より、賃金上昇の要因としては企業勃興や繊維業の発展による人手不足、賃金上昇によってもたらされた社会的影響としては女性の社会的地位の向上や労働条件の改善などを挙げて解答をまとめよう。

—補足—

この設問に関しては特になし。

### 設問 B 難易度：★★★★☆

#### 解答例

B 1930年代は、産業合理化や賃上げを要求する労働運動の停滞などによる賃金の抑制にデフレからの脱却や軍需インフレが重なり実質賃金は下降した。1960年代は高度経済成長下での生産力の向上や労働者不足、春闘方式の賃上げ要求の定着により労働者の賃金は大幅に上昇した。(120字)

#### 設問の要求

字数 120字

主題 1930年代の男性工業労働者の賃金の下降の要因

1960年代の男性工業労働者の賃金の急上昇の要因

#### 解説

—リード文からわかること—

この設問に関しては特になし。

—知識として知っておきたいこと—

- 1930年代は産業合理化、労働運動の弱体化などによって賃金が低く抑えられていた。
- 1930年代前半には高橋財政によるデフレからの脱却、後半には日中戦争勃発に伴う戦時体制の形成や軍拡予算の影響でインフレが進行した。
- 1960年代もインフレは進行していたものの、設備投資や技術革新に支えられた重化学工業の発展、それに伴う労働者不足、さらには「春闘」方式での賃上げ要求の定着などにより実質賃金は大幅に上昇した。

—解答作成のプロセス—

本問では実質賃金の変動が取り上げられているが、そもそも実質賃金とは、賃金そのものの値を示す名目賃金から、物価変動の影響を除いたものを指すことを説明しておきたい。

例えば、賃金そのものが上がっても、それと同じ分だけ物価が上がってしまえば、賃金の使い道の幅は以前と変わらない。この時、実質賃金は変動しない。逆に、賃金はそのまま、物価が上昇したら、賃金の使い道の幅は以前よりも狭くなり、この時実質賃金は下降する。

以上のように、実質賃金に関する問題の考え方としては、賃金自体の変動要因から考える方法と、物価変動から考える方法の両方を知らなくても、受験日本史の知識から補える賃金そのものの変動要因は確実におさえて点を稼ぎたい。

以上を踏まえて設問の要求を要素ごとに検証していこう。

### ①1930 年代に実質賃金が下降した要因

1 つめの要因として、<sup>はまぐち おさち</sup>浜口雄幸内閣(1929～31)の下で<sup>いのうえじゅんの すけ</sup>財相井上準之助(1869～1932)が行った財政政策が挙げられる。井上は、**財政緊縮・産業合理化・金解禁**を基軸とした強烈なデフレ政策を行った。産業合理化では、**輸出部門における国際的競争力を高めるために労働者の賃金が低く抑えられた**(=輸出品の値段が抑えられた)が、グラフを見ると井上財政期にあたる 1930 年前後は実質賃金がゆるやかに上昇している。これは、**デフレ政策によって、賃金の下落の影響を上回るほどに物価が大幅に下落したため**と考えられる。産業合理化だけでは実質賃金の下降の説明としては不十分であることに注意したい。

浜口雄幸内閣の後を継いだ<sup>わかづきれい じろう</sup>第二次若槻礼次郎内閣(1931)を経て、<sup>いぬかいつよし</sup>犬養毅内閣(1931～32)が成立した。この下で、<sup>これきよ</sup>財相高橋是清(1854～1936)の行った積極的な財政政策で日本は**デフレから脱却し、物価は上昇**に転じた。しかし、依然として**賃金は低く抑えられたままだったため**実質賃金は下降し始めた。

以上が 1930 年代前半の実質賃金下落のおもな要因であるが、1930 年代後半には別の要因により実質賃金が下落する。**1936 年**に組閣された<sup>ひろた こうき</sup>広田弘毅内閣(1936～37)下で、**帝国国防方針の改定**にもとづいて大規模な軍拡計画が生まれ、翌年には**日中戦争**も始まって本格的な戦時体制に突入した。これらを背景に、**軍拡のための財政支出拡大によるインフレが進んだ**。また、1938 年には労使協調を目的とした**産業報国会**が結成され、労働者の賃上げなどを要求してきた労働組合が解体されるなど、**労働運動が停滞する状況**となった。

よって、1930 年代の実質賃金減少の要因として、賃金自体の推移から考えると、**産業合理化や労働運動の弱体化**、物価変動も考慮に入れれば、**高橋財政期のデフレ脱却、満州事変や日中戦争などに伴う軍事インフレ**などが挙げられる。

### ②1960 年代に実質賃金が急上昇した要因

この時期は 1955 年に始まる**高度経済成長期**にあたる。高度経済成長は、重化学工業部門を中心に、**技術革新や設備投資などによる生産性の向上**、それに伴う**労働者不足**などをもたらし、それによって賃金の上昇も進んだ。また、占領初期に労働三法などの労働者の権利を守る法律が成立したことを背景に、1955 年ごろから<sup>そうひよう</sup>総評の指導によって**多様な産業の労働組合が一斉に賃上げを要求する「春闘」方式が始まり**、定着していったことも、賃金が増える原因となった。つまり、生産性が上昇したことにより企業の利益が増え、その利益を労働者の賃金に反映させるよう労働者の側が要求する仕組みが整ったのである。この時期は、景気的好況に伴うインフレはあったものの、賃金が増える要因が複数重なったことにより、**インフレを上回る速度での賃金上昇が実現**してい

た。

以上を踏まえ、1930 年代・1960 年代それぞれの賃金自体の動向の要因・物価推移の要因を過不足なく 120 字以内でまとめよう。

—補足—

この設問に関しては特になし。

(藤森千佳, 梶野裕貴, 久米光仁)